## ばい煙発生施設設置(使用、変更) 届出書

年 月 日

明石市長殿

届出者	住所	(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 〒
	氏 名	(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
	担当者	
		電 話

大気汚染防止法第6条第1項(第7条第1項、第8条第1項)の規定により、ばい煙発生施設について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		※ 整理番号
工場又は事業場の所在地	₸	※ 受理年月日
ばい煙発生施設の種類		※ 施設番号
ばい煙発生施設の構造	別紙1のとおり。	※ 審査結果
ばい煙発生施設の使用の方法	別紙2のとおり。	※ 備 考
ばい煙の処理の方法	別紙3のとおり。	次 // // // // // // // // // // // // /

- 備考 1 ばい煙発生施設の種類の欄には、大気汚染防止法施行令別表第1に掲げる項番号及び名称を記載すること。
  - 2 ※印の欄には、記載しないこと。
  - 3 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
  - 4 届出書及び別紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格 A4 とすること。

## ばい煙発生施設の構造

I	二場又は事業場における施設番号						
名	名 称 及 び 型 式						
部	设 置 年 月 日	年	月	日	年	月	日
着	章 手 予 定 年 月 日	年	月	日	年	月	日
付	<b>巨用開始予定年月日</b>	年	月	日	年	月	日
	伝 熱 面 積 (m²)						
	燃料の燃焼能力 (重油換算* L/h)						
Les .	原料の処理能力 (t/h)						
規	火格子面積又は 羽口面断面積 (㎡)						
	変圧器の定格容量 (kVA)						
	触媒に付着する 炭素の燃焼能力 (kg/h)						
	焼 却 能 力 (kg/h)						
模	乾燥施設の容量 (m³)						
	電 流 容 量 (kA)						
	ポ ン プ の 動 力 (kW)						
	合成・漂白・濃縮能力 (kg/h)						

- 備 考 1. 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
  - 2. 規模の欄には、大気汚染防止法施行令別表第 1 の中欄に掲げる施設の当該下欄に規定する項目について記載すること。
  - 3. ばい煙発生施設の構造概要図を添付すること。概略図は、主要寸法を記入し、日本産業規格 A4 の大きさに縮小したもの又は既存図面等を用いること。

## ※ 重油換算は下記の表によって行ってください。

/ -	主国が月16日間 2011日の	11, 11, 11
		液体燃料 1 リットル
	重油 1 リットル	ガス燃料 1.6 m³
		固体燃料 1.6 kg
	ガス機関・ガソリン機関 の気体燃料の場合	重油換算量(L/h) = (気体燃料の発熱量 kcal/Nm³) 9,600 kcal/h × 気体燃料の定格使用量(Nm³/h)

## ばい煙発生施設の使用の方法

工	場又に	は事業場における									
1	使 用	1日の使用 月 使 用 F		時間/回	時~	回/日	時 日/月	時間/回	時~	回/日	時 日/月
使用状況		季節	変 動	17月1月/日		Щ/ П	н/ Д	*7月1		Щ/ Н	н/Л
百	材料	種	類								
(1)	がただといた。	使用	割 合								
影響	Pのあ のに	原材料中の成分	割合 (%)	いおう分 カドミウム分		鉛		いおう分 カドミウム分		鉛 弗素:	分 分
限る	5)	1 日 の 使	. 用 量			1					
		種	類								
燃;	料又	燃料中の成分割	割合 (%)	灰分	いお	3う分	窒素分	灰分	いお	う分	窒素分
はも	電 力	発 熱	量								
100	- 73	通常の使									
		混 焼									
湿 り		最大		通常		最大通		通常	通常		
排	出刀	ス量 (m³/h)	乾き	最大		通常		最大		通常	
排	出	ガ ス 温 度	( ℃ )								
排	出ガフ	ス中の酸素濃度	( % )								
	ば	いじん	$(g/m^3)$	最大		通常		最大		通常	
		おう酸化物	最大		通常		最大		通常		
ば		ヾミウム及び ) 化合物	最大		通常		最大		通常		
シノ	塩	素				通常		最大		通常	
煙の濃度	塩	化 水 素	$(mg/m^3)$	最大		通常		最大		通常	
度		考、弗化水素 び 弗 化 珪 素	$(mg/m^3)$	最大		通常		最大		通常	
	鉛及	びその化合物	$(mg/m^3)$	最大		通常		最大		通常	
	窒	素酸化物	(容量比 ppm)	最大		通常		最大		通常	
ばレ	煙量	いおう酸化物	$(m^3/h)$	最大		通常		最大		通常	
参考事項											

- 備考 1 原材料中の成分割合(%)の欄及び燃料中の成分割合(%)の欄の記載にあたっては、重量比%又は容量%の別を明らかにすること。
  - 2 排出ガス量及びばい煙量については、温度が零度であつて圧力が1気圧の状態(この項において「標準状態」という。)における量に、ばい煙の濃度については、標準状態における排出ガス1立方メートル中の量に、それぞれ換算したものとする。
  - 3 ばい煙の濃度は、乾きガス中の濃度とすること。
  - 4 ばい煙の濃度は、ばい煙処理施設がある場合には、処理後の濃度とすること。
  - 5 参考事項の欄には、ばい煙の排出状況に著しい変動のある施設についての一工程中の排出量の変動の状況、窒素酸化物の発生抑制のために採っている方法等を記載するほか、ガスタービン、ディーゼル機関、ガス機関又はガソリン機関については、常用又は非常用(専ら非常時において用いられるものをいう。)の別を明らかにすること。

大気汚染防止法・村	兼式第 1・別紙 3	ばい	煙の	り処	理	$\mathcal{O}$	方	法
ヘメパク米別エルム・1	氷上(切 1. 刀)似 3	(J. V.	<b>姓</b>		<b>烂</b>	0)	ノノ	14

		煙処理施設の工場							
		場 に お け る 施 設 <i>0</i> 係るばい煙発生施設のI							
		における施設番号	2 100						
		処理施設の種類、名称及	び型式						
設		置年月	日			月 日		年 月	日
着		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	月 日			月 日		年 月	
使	用	開始予定年	月日		年	月 日		年 月	日
	排	出 ガ ス 量 (m³/h)	最 大						
	121	田	通常						
	排	出ガス温度 (℃)	処理前						
	-	I	処理後						
		ばいじん	処理前						
		$(g/Nm^3)$	処理後						
		いおう酸化物	処理前						
		(容量比 ppm)	処理後						
	ば	カドミウム及び	処理前						
	٧١.	その化合物(mg/m³)	処理後						
		塩素	処理前						
処	煙	(mg/m³)	処理後						
	の	塩 化 水 素	処理前						
	濃	(mg/m³)	処理後						
理	度	弗素、弗化水素及び	処理前						
		弗化珪素 (mg/m³)	処理後						
能		鉛及びその化合物	処理前						
用比		(mg/m³)	処理後						
		室 素 酸 化 物	処理前						
力		(容量比 ppm)	処理後						
	ば	最大	処理前処理後						
	が 煙	いおう酸化物 (m³/h)	処理筋						
	量	通常	処理後						
		ば い じ	l .						
	捕		ん 化 物						
	集	カドミウム及びその	-						
	効	塩	素						
	率	塩 化 水	素						
		#素、弗化水素及び							
	%	鉛及びその化							
			<u> </u>						
			<u> </u>	—————————————————————————————————————		時			時
使用状況	1 =	日の使用時間及び月の使用	•						
状				時間/回	回/日	日/月	時間/回	回/日	日/月
况	季	節変	動						
排	出	口の実高さ H	o (m)						
補	正さ		e (m)						
排			m/s)						
171		山 心 久 (	111/0/						

備考 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
2 排出ガス量及びばい煙量については、温度が零度であつて圧力が1気圧の状態(この項において「標準状態」という。)における量に、ばい煙の濃度については、標準状態における排出ガス1立方メートル中の量に、それぞれ換算したものとする。
3 ばい煙の濃度は、乾きガス中の濃度とすること。

<sup>4</sup> 補正された排出口の高さHe は、大気汚染防止法施行規則第3条第2項の算出により算出すること。 5 ばい煙処理施設の構造図とその主要寸法を記入した概略図を添付すること。